

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年8月4日（平成29年（行個）諮問第123号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（行個）答申第176号）

事件名：本人からの通報に係る事情聴取結果に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年1月24日開示請求番号（2016-202）で開示された件の調査の状況・内容・結果・その他取りまとめのわかるもの（何らかの処分，決定が行われている場合はそれも含む。）」（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その全部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書

（1）審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年2月27日付け個人情報保護第2016-00470号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分を取り消すとの決定を求める。

（2）審査請求の理由

ア 審査請求人は，平成29年2月2日付けで，処分庁に対し法に基づき「平成29年1月24日開示請求番号（2016-202）で開示された件の調査の状況・内容・結果・その他取りまとめのわかるもの（何らかの処分，決定が行われている場合はそれも含む。）」の開示請求を行った。

イ 処分庁は平成29年2月27日付けで，「平成29年1月24日開示請求番号（2016-202）で開示された件の調査の状況・内容・結果・その他取りまとめのわかるもの（何らかの処分，決定が行われている場合はそれも含む。）」を不開示とする決定をおこなった。

ウ 本件審査請求で争う処分（原処分）の理由として，以下の記載があった。

「対象文書は開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており，

開示することにより，当該個人の権利利益を害するおそれがあるため，不開示としました。」

エ 以下のことから原処分は妥当ではない。

(ア) 外務省は，不開示の理由として法 14 条 2 号を根拠としている。

しかしながら，法 14 条 2 号のただし書八には不開示情報から除かれるものとして当該個人が公務員等だった場合について書かれており，外務省が主張する当該個人公務員であった場合，その職及び当該職務遂行の内容に関わる部分はこの規定による不開示情報から除かれるので開示しなければならない。

(イ) また法 15 条には部分開示について書かれている。

開示請求したものは，法 15 条に基づき，部分開示できる部分は開示されなければならない。

(ウ) 開示請求しているのは調査が行われたのかどうかも含め，その調査の状況，内容，結果，その他とりまとめのわかるもの（何らかの処分，決定がおこなわれている場合はそれも含む。）である。このたび，開示請求を行っているこれら情報の全てが，外務省の主張する開示請求者以外の個人に関する情報のみで構成されているとは到底考えられない。

また，開示請求しているものは作文などの個人の人格と密接に関連する情報や，個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものではないし，当該個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難なものであるとも考えられない。当該部分を除き開示することは十分可能である。

オ 以上のとおり，本件処分は法 14 条 2 号ただし書及び同 15 条を全く無視したものである。よって，原処分の取消しを求めるため，本件審査請求を行った。

2 意見書 1

(1) 理由説明書記載事実の認否

ア 理由説明書の「1 経緯」は認める。

イ 理由説明書の「2 開示請求の対象保有個人情報について」は不知。

(2) 外務省の主張について

ア 外務省は，この度，法 14 条 2 号のただし書八の規定に基づき，あらたに事情聴取を行った日時，事情聴取を行った職員名については追加開示をするが，事情聴取を受けた個人名および事情聴取の内容は，職務遂行に係る情報にはあたらないため不開示と主張する。しかしながら，現在問題となっている休暇簿（介護休暇用）には，決裁の箇所に人事課長，所属課長の印，サイン，その隣の勤務時間管理員処理の欄には，不鮮明ではあるが担当者と思われる職員の押印が確認される。

左上には、人事課長，企画官，首席事務官，調査官，企画官，企画官，総務班長，その右隣には給与班，庶務班それぞれのサイン若しくはチェックと思われる記載がある。開示請求を行った情報が全面的に不開示のため，外務省が誰にどのような調査を行ったかについては明らかではないが，この休暇簿がどのような経緯で作成，提出されたかについて調べるにあたってはこれら押印，サインを行った管理職，職員には当然事情聴取が行われているものと推測される。そうであれば，その管理職，職員は，このような休暇簿について，受付（受領），確認，決裁等の処理を行うことも職務の一つであると考えられるから，事情聴取の内容が職務遂行に係る情報ではないとまでは言い切れず，外務省のこの点での主張は間違っている。

イ また，外務省は，その事情聴取を受けた個人名の記述を除いてもなお，開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため，法第15条1項及び同2項に基づく部分開示が出来る箇所はないと主張する。しかしながら，審査請求人が求めているものは，事情聴取を受けた個人の思想や作文などその個人の人格と密接に関連する情報や，その個人の未発表の論文等ではないから，個人名の部分のみを削除しその他の部分を開示しても，その者の権利利益を害するとは到底思えない。さらに，この件を調査するに当たっては，審査請求人が虚偽の休暇申請書であると主張する審査請求人の特定親族である外務省特定職員が提出したとされる休暇簿（介護休暇用）について，まず特定職員本人に自分が作成，提出したものに間違いはないか確認することは必須事項であり事情を聴取した対象職員の中に当然審査請求人の特定親族はいるはずである。そうであれば，その氏名を不開示にする理由はない。法14条2号イに不開示情報から除かれるものの記載があるが，開示請求者以外の個人に関する情報であっても，あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものについては，ただし書により不開示情報から除くこととされている。この「慣行として開示請求者が知ることが出来る情報」とは，慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく，事実上の慣習として知ることができ，又は知ることが予定されていることで足りるとされている。慣行として開示請求者が知ることが出来る情報には審査請求人の家族構成に関する情報（家族の名前，年齢，職業等）等が考えられるとされている。

「知ることが予定されている情報」とは，実際には知らされていないが，将来的に知らされることが予定されている場合で，「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが，当該情報の性質，利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることを言うと言われている。審査請求人の介護を目的

として提出された休暇簿について言うならば、審査請求人はこれを形式的には誰が提出したか既に知っており、それが自分の特定親族である以上、家族についての情報となり、不開示情報から除かれる。

また、実態はともかく、形式的にはこの休暇簿は、審査請求人の特定親族が作成、提出したとされている以上、上記アに挙げた事情聴取をされたと思われる管理職、職員はさておき、特定職員は誰よりも先に行われるべき事情聴取対象者であり、審査請求人は特定親族に対して当然事情聴取が行われたであろうということは容易に想像できる。その事情聴取の結果が、調査結果として記載されていない、ということは通常あり得ないし、それを不開示にする理由はない。不開示ではなく記載がないということであれば、特定職員への事情聴取が行われていないことを示すものであり、そのような調査は、適正な調査が行われたとは到底言えない。

ウ 更に、外務省は新たに追加開示する部分以外の内容は、全て事情聴取を受けた個人に関する情報で構成されており、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とすると主張する。事情聴取を受けた個人が、特定職員、外務省の管理職、職員、あるいは可能性は低い外務省に無関係の者であったとしても、新たに追加開示される部分以外が、全てこの個人に関する情報で構成されているということは通常ありえない。仮に、調査の結果、審査請求人の言うような事実は確認されなかったのであれば、休暇簿は特定職員本人が作成、提出したものと確認されたとの結論を開示すれば良いのであって、そうであれば、職務の一環としてその休暇簿を単純に本人から受領し、責任者がチェック、決裁し、最終的に人事課にファイルされていたという事実に関し、それを職務の一環として行っただけの実在する職員の個人名を開示したとして、その職員のだどのような権利が侵害されるおそれがあるのか甚だ疑問である。（以下、添付資料と併せ省略。）

3 意見書2

外務省におかれては、国際社会で様々な問題が発生し、忙しくしている中、一国民の声に耳を傾けてくれることに感謝する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

諮問庁は、審査請求人が平成29年2月2日付けで行った保有個人情報開示請求「平成29年1月24日開示請求番号(2016-202)」で開示された件の調査の状況・内容・結果・その他取りまとめのわかるもの(何らかの処分、決定が行われている場合はそれも含む。)」に対

し、法18条に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報を不開示とする決定を行った（平成29年2月27日付け個人情報保護第2016-00470号。原処分）。

これに対し、審査請求人は、平成29年5月21日付けで、原処分を取り消すとの決定を求める旨の審査請求を行った。

(2) 開示請求の対象保有個人情報について

当該審査請求の対象である保有個人情報は、平成28年11月2日に外務省の外部通報窓口である法律事務所に対し審査請求人が行った通報を受け、外務省が行った事情聴取結果を記載した文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

(3) 不開示とした部分について

ア 本件対象保有個人情報は、開示請求者以外の個人（事情聴取を行った職員及び事情聴取を受けた個人）に関する情報であり、開示することにより、当該事情聴取を受けた個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

イ これに対し審査請求人は、外務省が主張する当該個人が公務員であった場合、その職及び当該職務遂行の内容にかかわる部分は法14条2号ただし書の規定により不開示情報から除かれるので開示されなければならないと主張する。改めて検討した結果、事情聴取を行った日時、事情聴取を行った職員名については、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分であるとともに、これを開示したとしても事情聴取を受けた個人の権利利益を害することにはならないと判断し、追加開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、原決定に対し、法14条2号のただし書ハの規定により、原決定の中で外務省が主張する当該個人が公務員であった場合、その職及び当該職務遂行の内容にかかわる部分は開示されなければならないと主張する。これに対し、(3)イで述べたとおり、事情聴取を行った日時、事情聴取を行った職員名については、追加開示することとする。しかしながら、事情聴取を受けた個人名及び事情聴取の内容は、職務遂行に係る情報にあたらなため不開示としたものであり、右決定は妥当なものである。

イ また、審査請求人は、法第15条1項及び2項に基づき、不開示情報を容易に区分して除くことができるとき及び特定の個人を識別することができる部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人を識別することができる記述等を除いた部分は、開示されなければならないと主張する。これに対し、上記(3)イで述べたとおり、事情聴

取を行った日時，事情聴取を行った職員名については，追加開示することとするが，事情聴取の内容については，事情聴取を受けた個人名の記述を除いたとしてもなお，開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため，法15条1項及び2項に基づく部分開示ができる箇所はなく，不開示決定は妥当なものである。

ウ 更に，審査請求人は，開示請求を行っている情報の全てが，開示請求者以外の個人に関する情報のみで構成されているとは到底考えられないことから，個人に関する情報に該当する部分以外を開示することは可能であると主張する。しかしながら，本件対象保有個人情報で今回追加開示する部分以外の内容は，全て事情聴取を受けた個人に関する情報で構成されており，開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示としたものであり，審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき，外務省としては，事情聴取を行った日時，事情聴取を行った職員名については，追加開示することとするが，それ以外の部分については，不開示を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

本件文書の表題については，法14条2号に該当するとして不開示としたが，改めて精査した結果，開示可能な情報と認められることから，開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成29年8月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月1日 | 審議 |
| ④ | 同月19日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年11月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月5日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月19日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 平成30年1月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

審査請求人は，原処分を取り消しを求めており，これに対して，諮問庁は，原処分における不開示部分のうち，一部を新たに開示することとするが，その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については，法14条

2号に該当するとして、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

不開示維持部分には、審査請求人以外の特定個人の氏名のほか、当該特定個人の申述内容等に係る情報が、具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

そこで検討すると、不開示維持部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。

そして、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、不開示維持部分は、これを開示すると、事情聴取を受けた個人の関係者には開示請求者以外の個人が特定され、関係者等にこれらの情報が知られることにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないため、部分開示できない。

したがって、不開示維持部分は法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久